

第4回

藤井もとゆきの
国政メモワール

前参議院議員／薬学博士 藤井 基之



【Drug-フリー社会(薬物乱用の無い社会)を】

国連麻薬統制委員会 (INCB) レポート (2015年) によれば, 15~64歳の世界人口のうちの約5%が, 少なくとも年に一度は薬物を摂取しており, 薬物別にみると, 大麻の摂取者が最多の183百万人と推定されています。違法大麻の押収は世界全体に及び, その押収量 (2017年) は大麻草5,109トン・大麻樹脂1,161トンにのびります。

ちなみに日本における直近の大麻押収量 (2022年) は乾燥大麻330.7 kg・大麻濃縮物90.0 kg・大麻樹脂5.6 kgと公表されています。しかし, 薬物乱用に関しては世界で最もクリーンな国と言われている日本においても薬物乱用事犯の発生は枚挙にいとまがありません。

○大学スポーツと大麻事犯

1940年創部, 学生日本一21回を誇る名門日本大学アメリカンフットボール部の寮に, 8月3日警視庁が家宅捜査に入り, 5日部員1人を逮捕しました。つい先日のことです。この報道に接し, 今から約15年前, 大麻に関わった大学スポーツ部の事犯を思い出します。

2007年11月全国ラグビー大学選手権6度の優勝を数える関東学院大ラグビー部の部員2名が, 部の寮として利用しているマンション自室で大麻を栽培した容疑で逮捕され, その後他の部員12人が大麻を吸引したとして神奈

川県警に書類送検されました。大学は3年連続11回目となっていたはずの2007年関東リーグ優勝の栄誉を返上。ラグビー部監督は引責辞任。年度中の部活動は禁止としました。

2008年1月横浜地裁は2人に有罪判決を, 12人は不起訴処分としましたが, 大学は無期停学の処分を下しました。

2009年3月日本体育大陸上部合宿所に厚生省麻薬取締部の捜査が入りました。大学は問題に関わった棒高跳び・三段跳び・走り幅跳びブロック46選手の無期限活動停止等を決定しましたが, 関東学連はその措置に満足せず, 駅伝チームが1月の箱根駅伝で3位に入り確保していた次回箱根のシード権を剥奪, 6月までの活動停止処分を課しました。

今回日本大学は, 5日にアメフト部の無期限停止処分を発表しましたが, 部員1人の個人犯罪とし10日には処分を解除しました。関東学連は当面出場資格停止中との立場です。22日に寮へ再捜査が入り, 25日東京地検は麻薬取締法違反容疑で起訴した, と報道は伝えています。この先どう展開するのでしょうか。

○大麻

大麻事犯の検挙人員は2009年 (平成21) 以降減少していましたが, 図1に示すように平成26年から令和3年まで, 8年連続して増加に転じています。ハーブミックス系危険ドラッグの乱用とその規制との関連性も存在していたかもしれません。(注)「○危険ドラッ

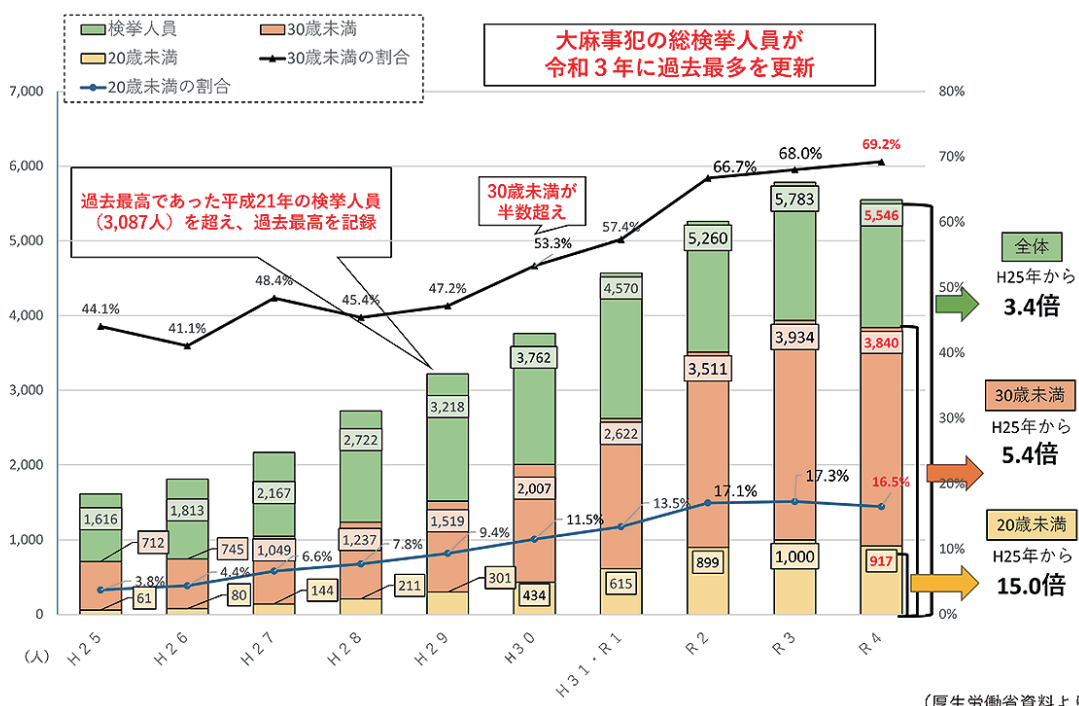


図1 大麻事犯における検挙人員の推移(年齢別)

グ」の項参照)

多くの識者が以前より指摘していた通り、若年層の増加が顕著となっており、海外における規制動向の影響も少なくないと考えられます。

8月8日に発表された政府「第六次薬物乱用防止五か年戦略」には、現状は「大麻乱用期」との認識が強く打ち出されており、戦略策定上の重要項目は「①大麻乱用への総合的な対策強化」とあります。加えて、政府は大麻取締法の改正準備を進めている、との報も伝わります。

○危険ドラッグ

わが国で薬物乱用が社会問題化したのは比較的新しく、第二次世界大戦後のことです。

戦後の混乱が続くなか、検挙者数5万5千人(1954年)を数えた第一次覚醒剤乱用期を除き、乱用薬物は大麻(マリファナ)、MDMA

(エクスタシー)、ATS、コカイン、危険ドラッグ等々、そのほぼすべてが海外からの輸入であり、密輸でした。

当初、欧州等で「合法大麻」「合法的大麻代替品」とうたわれ、「本品は摂取した際、大麻と同様の作用が現れる。天然ハーブ成分の洗練された調合により薬理作用を示す」として販売された「スパイス」等と称されるハーブミックス系危険ドラッグ。その流れは日本でも同様でした。1990年頃より国内での乱用が広がったとされている危険ドラッグの規制には、数次にわたる法改正(表1)が

表1 危険ドラッグ規制 法改正の実施経緯

施行	
2007年4月	「指定薬物」制度の創設
2013年10月	麻薬取締官・員への取締権限の付与等
2014年4月	単所持・使用等の禁止等
2014年11月	検査命令等の対象の拡大等
2015年4月	「輸入してはならない貨物」に追加

求められることとなりました。

薬学を学び厚生省では麻薬課長を務め、数少ない薬物問題のプロ政治家を目標とする小生も法改正問題には積極的に対応させていただきました。

2013年10月施行された改正法（議員立法）は、2012年11月には立法内容をほぼ決定していましたが、11月16日突然衆議院解散となり次期国会を目指すこととなりました。そして次期国会。2013年4月28日8会派（民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、生活の党、みどりの風、日本維新の会、新党改革）15名の発議者を代表して参議院厚生労働委員会で提出法案の趣旨説明を行い（写真1）、その後の共産党、社民党議員への答弁に立ちました。

そして委員会で採決し、全会一致で可決。翌26日参議院本会議に上程され全会一致（賛成250・反対0）で可決、衆議院へ送付されました。

5月10日衆議院厚生労働委員会で趣旨説明を行い、すぐさま採決。午後の本会議においても全会一致で可決成立。法案は5月17日公布されました。

2013年2月20日合成カンナビノイド系薬物775物質、12月13日カチノン系薬物504物質に対し、「包括指定方式」を適用。規制対象となる指定薬物は飛躍的に増加することとなり、



写真1 参議院厚生労働委員会で趣旨説明に立つ著者（2013.4.28）

2022年9月末日までで2,408物質を数えます。

2014年4月施行された改正法（内閣提出）が切り札とした「所持・使用等禁止規定」は、危険ドラッグ乱用に対し強力な抑止効果を示します。2014年3月には215店舗を数えた危険ドラッグ販売店舗数は、2015年7月にはすべて廃業に追い込まれ、ゼロに。

その後の危険ドラッグの闇流通は、SNS、ダークネット経由に移行しています。

2019年～2021年、世界的なCOVID-19パンデミックの乱用薬物の需給に及ぼす影響が注目されましたが、薬物の縮小傾向を示した日本及び中国は別として、その影響は限定的であったと言われています。

日本から世界へ「Drug-フリー社会」を！